

春の全国交通安全運動

令和5年 5月11日(木)～5月20日(土)

【5月20日(土)は「交通事故死ゼロを目指す日」です】

守ろうよ 未来につながる 小さな手



- こどもを始めとする歩行者を交通事故から守りましょう
- 横断歩道では歩行者が優先です
- 自転車に乗るときはヘルメットを着用しましょう

卒園児交通安全教室

4月は



新入学(園)児を守る交通安全週間

令和5年 4月6日(木)～4月12日(水)

- 新入学児・新入園児に交通安全指導をしましょう
～渡るよサインを活用～
- 通学路の施設等を点検・整備し、保護活動をしましょう
- 6歳未満の子どもにはチャイルドシートを必ず使用しましょう



(公財) 柏崎地区交通安全協会



改定した

自転車安全利用五則を守りましょう!

1

車道が原則、左側を通行 歩道は例外、歩行者を優先

「車の仲間」である自転車は、歩道と車道の区別がある道路では車道通行が原則です。車道を通行する場合は、左側に寄って通行しなければなりません。



「普通自転車歩道通行可」の標識・標示がある場合、普通自転車は歩道を通行できます



歩道を通行できる場合は、車道寄りの部分をすぐに停止できる速度で通行します。歩行者の通行を妨げるときは一時停止しなければなりません。



2

交差点では信号と一時停止を守って、安全確認

信号機のある交差点では、信号に従って安全を確認し通行しましょう。



道路標識等により、一時停止すべきとされている場所では、必ず一時停止し、安全を確認しましょう。



3

夜間はライトを点灯

夜間は必ずライトを点灯しましょう。



4

飲酒運転は禁止

自転車も飲酒運転は禁止です。



5

ヘルメットを着用

自転車を利用するすべての人は、自転車事故による被害を軽減するために、乗車用ヘルメットを着用しましょう。幼児・児童を保護する責任のある人は、幼児・児童を自転車に乗せるときには、乗車用ヘルメットを着用させるようにしましょう。



ヘルメット着用が努力義務化

令和5年4月1日から、全ての自転車利用者にヘルメットの着用が義務付けられました。ただし、罰則のない努力義務となります。

ヘルメットは頭部を保護するのに大変効果的なものです。自転車乗用中の死者の致命傷部位は、頭部損傷が6割を占めます。自分自身のいのちを守るためにヘルメットを着用しましょう。

おしゃれで安全な着せ替え帽子付き 自転車おとな用ヘルメット



税込価格 7,722円～

交通安全協会窓口で販売しています。(予約制)



運転免許更新時の高齢者講習

70歳～74歳のドライバーの運転免許更新

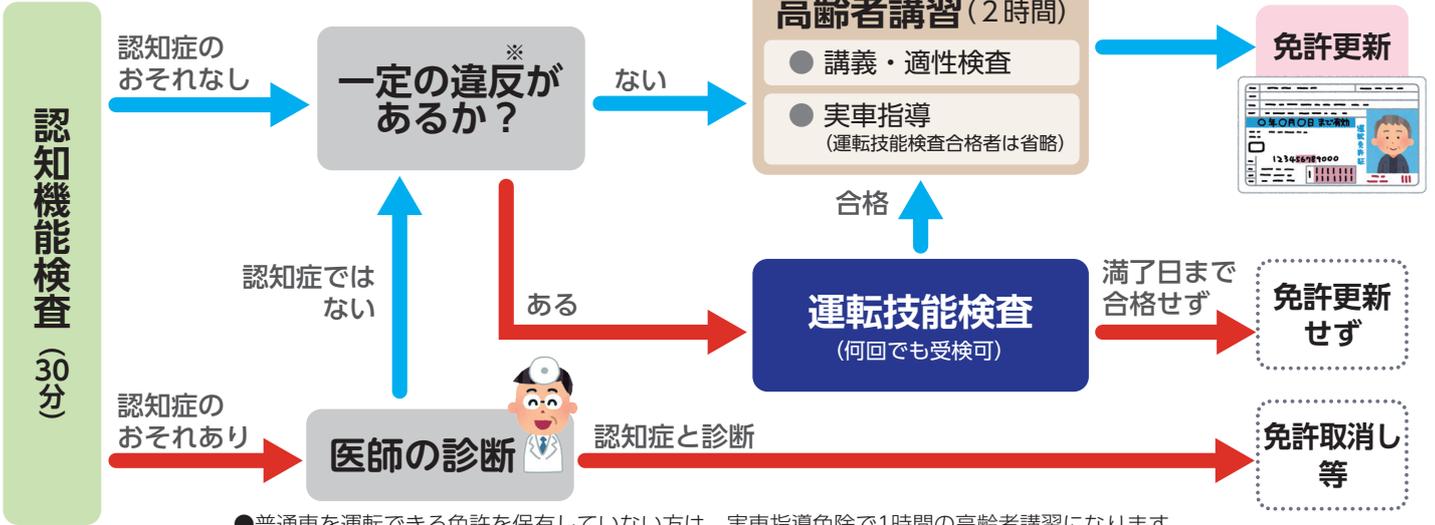


高齢者講習 (2時間)

- 講義・適性検査
- 実車指導

免許更新

75歳以上のドライバーの運転免許更新



●普通車を運転できる免許を保有していない方は、実車指導免除で1時間の高齢者講習になります。

※一定の違反とは…

- ①信号無視
- ②通行区分違反
- ③通行帯違反
- ④速度超過
- ⑤横断等禁止違反
- ⑥踏切不停止等遮断踏切立入り
- ⑦交差点右左折方法違反
- ⑧交差点安全進行義務違反等
- ⑨横断歩行者等妨害等
- ⑩安全運転義務違反
- ⑪携帯電話使用等

高齢ドライバーの皆さん・家族の皆さん

何かおかしいな…と思ったら
相談してみませんか？



新潟県警察 安全運転相談ダイヤル

8 0 8 0

シャープ ハレ バレ

(受付時間: 平日 8:30~17:00)

運転免許の自主返納をお考えの方 ~運転経歴証明書の申請~

運転免許証を返納、または失効した場合、運転免許を持っていた証や身分証明書として、「運転経歴証明書」の交付を受けることができます。

運転が不安だなあ

身分証明書がないと困るなあ

- 申請に必要なもの
 - ・ 申請手数料1100円
 - ・ 写真1枚(交通安全協会無料で撮影します)
- 申請場所
柏崎警察署交通課
(TEL 0257-21-0110)
- 受付時間
平日 8:30~ 15:30

※代理人による申請可(詳細は警察署へ確認してください)



運転免許関係の手続きについて【お知らせ】



免許更新時の受付システムが変わりました

自動車運転免許センター（新潟・長岡・上越・佐渡支所）では自動受付機が導入され、はじめに暗証番号（その場で設定可）の入力が必要になります。

柏崎地区交通センターでは簡易受付機が導入され、受付で暗証番号を入力していただきます。事前に、暗証番号（4桁の数字を2組）を決めてから免許更新においでください。

免許更新時は
暗証番号4桁2組
が必要です



※免許証のICチップに記録されている個人情報を守るため、更新時に暗証番号を設定していただきます。



住所等を変更された方

引越し等で住所等が変わった方は、速やかに記載変更の手続きを行いましょ。

- 受付場所：柏崎地区交通センター（新住所が県内の場合のみ）
- 受付時間：平日 8:30～16:30
- 必要なもの：
 - ・ 免許証
 - ・ 新住所確認書類（住民票・マイナンバーカード・公共機関からの郵便物等）
 - ・ 【本籍・氏名変更の場合】住民票

※県外への住所変更は転出先での手続きになります



原付免許を取得したい方

原付免許を取得する場合、筆記試験を受ける前に、実技講習を受講してください。

- 講習予定日：8月6日（日）
10月22日（日）
- 講習会場：柏崎自動車学校

※受講希望日の10日前までに交通安全協会ですり約受付してください。

（受付時間・必要書類については、お電話で問い合わせください。）



平成の有効年の免許証をお持ちの方

『平成35年06月15日まで有効』と記載された免許証は
令和5年06月15日まで有効です

平成の年数の下一桁の数字が令和の年になりますヨ



平成・西暦(令和)対照表	
平成35年	2023年(令和5年)
平成36年	2024年(令和6年)

更新年を間違えて有効期間を過ぎると、運転免許証は失効となります。

「更新のお知らせ」ハガキが確実に届くように、ご住所が変わった際は、必ず住所変更の手続きをしてください。